

令和6年度飲食店等における外国人観光客受入環境高度化事業業務委託 募集要項
(公募型プロポーザル)

1 案件の名称

令和6年度飲食店等における外国人観光客受入環境高度化事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

大阪版万博アクションプランで掲げる「2030年訪日外客数6,000万人の達成に貢献する大阪」の実現のためには、リピーター確保が重要である。

本事業は、大阪・関西万博の機会を活かし、来阪外国人に最も人気の観光コンテンツである「食」を提供する飲食店等において、多言語対応やキャッシュレス対応、混雑緩和等、外国人観光客の困りごと解消に資する事業を実施し、おもてなし機運の醸成と受入環境の高度化を図ることにより、大阪観光の満足度向上とリピーター確保に繋げることを目的とする。

その目的を達成するためには、民間事業者のもつ幅広い知識や技術、経験、専門性などを活用する必要があることから、今般、企画提案を広く募集するもの。

(2) 業務内容

別紙1「令和6年度飲食店等における外国人観光客受入環境高度化事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照のこと。

(3) 契約上限額

金45,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所

受注者が確保する事務所 他

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

オ 適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

カ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

キ 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからカの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

(ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

(イ) 参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

(ウ) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

(エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

(オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

(カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| ● 公募開始 | 令和6年3月29日（金） |
| ● 質問受付期限 | 令和6年4月12日（金） |
| ● 質問に対する回答 | 令和6年4月19日（金）（予定） |
| ● 参加申請関係書類の提出期限 | 令和6年4月26日（金） |
| ● 参加資格審査結果通知 | 令和6年5月8日（水）（予定） |
| ● 企画提案書類の提出期限 | 令和6年5月15日（水） |
| ● プレゼンテーション審査 | 令和6年5月23日（木）（予定） |
| ● 選定結果通知 | 令和6年5月下旬（予定） |
| ● 契約締結・事業開始 | 令和6年6月上旬（予定） |
| ● 事業完了 | 令和7年3月31日（月） |

6 応募手続きに関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和6年4月12日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式1）に簡条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほかEメールによる提出を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「質問：令和6年度飲食店等における外国人観光客受入環境高度化事業業務委託」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和6年4月19日（金）（予定）に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

（2）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ウ) 情報セキュリティポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
- (エ) 使用印鑑届（様式5）
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (カ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※(エ)～(コ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）
 - (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）
 - (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
 - (エ) 情報セキュリティポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
 - (オ) 使用印鑑届（様式5） ※代表構成員のみ
 - (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ
 - (キ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
 - (ク) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
 - (ケ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
 - (コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
 - (サ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
 - (シ) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】
- ※(ウ)～(エ)及び(キ)～(サ)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。
- ※(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
- ※(オ)～(サ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和6年4月26日（金）午後5時まで（必着）

また、参加申請書類の提出と併せて、下記9のEメールあてに「件名：令和6年度飲食店等における外国人観光客受入環境高度化事業業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和6年5月8日（水）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

各提出書類については、A4判で作成し提出すること。

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式6-1（単独法人用）又は様式6-2（共同事業体用））

(イ) 本業務にかかる提案

仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書（A4判40ページまで（表紙や目次は、制限ページ数に含む。）で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえ、ページ番号を付すこと。）

【業務実施体制及び全体スケジュール】

①業務責任者及びメイン業務スタッフの所属・役職・氏名及び担当業務内容等を記載すること

②各業務の従事人数や、仕様書4(1)④の飲食店等からの問合せ対応体制等について詳細に記載すること

③業務実施にかかる全体スケジュールを記載すること

【デジタルツール導入のためのコンサルティング】

④仕様書4(1)①アの取り扱うデジタルツールとそれぞれの詳細な仕様について、写真や画像なども用いてわかりやすく記載すること

⑤仕様書4(1)①ウの想定店舗数に対応するコンサルティングの実施内容について、具体的に記載すること

【おもてなし機運醸成のための啓発活動】

⑥仕様書4(1)②アの啓発内容について、具体的に記載すること

【プロモーション】

⑦仕様書4(1)③のプロモーションについて、具体的に記載すること

※提案書の構成は、①～③で全体の1～2割程度、④で全体の2～4割程度、⑥で全体の1割程度、⑤及び⑦で残る割合を占めるようにすること

(ウ) 事業者（共同事業体の場合は構成員となる事業者）の平成30年度以降の同種又は類似業務（国又は地方自治体への発注によるデジタルツールの導入推進など）の実績（様式自由）

※ 実績がある場合のみ。

※ 契約名称・発注者名・契約金額・契約期間・業務の概要を記載すること。

※ 実績の事実を確認することができる契約書等の該当箇所（契約名称及び発注者・受注名等）の写しを添付すること。

(エ) 提案見積及び積算根拠（様式自由・片面1枚）

※ 積算根拠については、仕様書4(1)～(3)の各事業に係る取組みの内容、及び、その他費用等について、積算がわかるように記載すること。

イ 提出部数

正本（上記6(3)ア(ア)～(エ)）1部（記名したもの）

副本（上記6(3)ア(ア)～(エ)）5部

※ 副本には記名せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表

者名・ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記**6**（**2**）**エ**の参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和6年5月15日（水）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記**9**の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出も可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和6年5月23日（木）（予定）

※ 詳細は、上記**6**（**2**）**エ**の参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所本庁舎地下1階 共通会議室（予定）

ウ 内容・方法等

- ・本審査では、**6**（**3**）**ア**の提出書類を使用する。
- ・参加者が行うプレゼンテーションは、上記**6**（**3**）**ア**の提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
- ・1者あたり30分程度（うち説明15分以内。質疑応答を含む。）とし、参加者は1者あたり3名以内とする。なお、予定業務責任者は必ず参加すること。共同事業体の場合も同様とする。
- ・プレゼンテーションは、予定業務責任者の属する事業者が行うこと。

※ 実施日時、実施場所、説明時間等については、変更する可能性がある。

※ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

項目	基準	配点	
業務全般・体制	①業務の目的や内容を十分に理解して提案されているか	5	20
	②業務を確実かつ円滑に遂行する体制（人数、飲食店等からの問	15	

	合せへの対応方法など)が確保されているか及びノウハウ等を有しているか		
コンサルティング	①本業務で取り扱う各デジタルツールについて、外国人観光客受入環境の高度化に特に資する機能が付加されているか及び外国人観光客が利用しやすいものとなっているか (例：セルフオーダーシステム … メニュー写真あり、 順番待ちシステム … 呼出機能あり、 客がシステムを利用するにあたり、専用アプリケーションのインストールの必要はないか、など)	20	50
	②コンサルティングの実施方法(導入障壁(オペレーション、導入コスト等)の緩和策、伴走支援の内容など)やスケジュールについて、デジタルツール導入想定店舗数に対応する現実的かつ効果的な提案がされているか	30	
啓発活動	啓発内容について、仕様書4(1)②アの内容を含んだ対象事業者のおもてなし機運を醸成する内容となっているか	10	
プロモーション	対象事業者に対して、広く本事業が周知できるような、現実的かつ効果的な提案がされているか	15	
経費	積算根拠の妥当性は確保されているか	5	
合計(委員1名あたり)		100	

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上(同点)の場合

(ア)「コンサルティング」各項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。

(イ)「コンサルティング」各項目合計の得点と同じ場合は、「業務全般・体制」各項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。

(ウ)「業務全般・体制」各項目合計の得点と同じ場合は、「プロモーション」項目の得点が高い者を受注予定者とする。

(エ)「プロモーション」項目の得点と同じ場合は、「啓発活動」項目の得点が高い者を受注予定者とする。

(オ)「啓発活動」項目の得点と同じ場合は、「経費」項目の得点が高い者を受注予定者とする。

(カ)「経費」項目の得点と同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。

ウ 各評価項目の合計点について、一委員でも各評価項目の合計点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 見積書に記載の額が上記 2 (3) の契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和6年5月下旬（予定）に様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 全ての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- (5) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合は、この限りではない。
- (6) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、各評価項目の合計点について、一委員でも各評価項目の合計点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）0's（オズ）棟南館4階

電話：06-6615-3719

Eメール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。